

**水産分野におけるデータ利活用のための環境整備に係る有識者  
協議会（第6回）ガイドライン関係**

**事務局資料**

**2021年9月17日**

**NTTデータ経営研究所**

## ① ガイドライン策定に向けてのスケジュールについて

- ガイドラインの策定を行うための協議会を、当初の予定から9月、10月、11月、12月、2月の開催とさせていただきます。
- 9月にガイドライン前半、10月にガイドライン後半、11月にガイドライン図表版と概要版をご確認・ご議論、12月にパブリックコメントにかける版をご確認、2月に公表版についてのご確認等を頂く

## ② ガイドライン前半について

- 本日まで説明するガイドライン（前半：第1章・第2章）では、ガイドラインの目的、データの利用関係に関する場面や当事者、現状の取決め等のほか、それぞれの留意事項を示しています。
- 想定する当事者の定義の範囲や妥当性、関係する取決め等の妥当性や留意点などについてご意見を賜ればと存じております。
- 席上でお気づきの点についてご指摘・ご意見を頂くほか、次回までにメール等でご意見を頂ければと存じております。

# 今年度のガイドライン策定に向けての 作業方針

# 今年度のガイドライン策定に向けての作業方針

## 今年度のガイドライン策定に向けての作業方針

- ガイドラインについては、昨年度策定した骨子案を踏まえて、ガイドライン案を作成の上、パブリックコメントを経て、公表版の作成を行う。
- パブリックコメント実施を1月～2月に実施する方針とし、そのためガイドライン案については年末から年初までに確定することを想定する。
- 今年度は骨子を踏まえて、以下の対応を行う
  - 養殖に関する部分についての内容を組み込む
  - 実証団体等、現場や関係者に対するヒアリングを実施し、意見を収集する
- β版を作成した段階で、想定する利用者に対する意見収集などを行い、実務により則しうる内容とすることを想定する。

ガイドライン策定に向けての作業スケジュール（案）（赤丸は協議会の開催で変更案）

	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
協議会		●※		●	●	●	●	●		●	
作業マイルストーン			← 関係者ヒアリング等 →				← β版の作成 →		パブコメ案の作成	← 公表版の作成 →	
						← 関係者確認 →			← パブコメ実施 →		

# 今年度のガイドライン策定に向けての作業方針（ガイドライン骨子案）

- 昨年度の検討では、産地で生じたデータを活用する場合に生じる知財的な処理への対応と漁業者の個人情報保護の要請対応について、水産分野の特徴を踏まえた形で整理することを想定し、骨子案を整理した。
- 上記以外に、**漁業者等や漁業協同組合、産地市場などにより創出されたデータが、流通などにおいて活用されるケースにおける対応などについても、法律上の要請も含め整理を行う。**
- **養殖については、データの提供関係が、海面漁業とは異なることが想定されることから、必要に応じてデータ提供関係の整理を加えて検討する。**

# 第5回有識者協議会における委員の主な発言と 対応方向

# 第5回有識者協議会における委員の主な発言と対応方向【データ利活用】

	第5回協議会での委員の主なご発言	左記を踏まえた対応方向（案）
関係者 ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 丁寧に生産現場の声を聴いてほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 現場の意見をガイドラインに反映させる。</li> </ul>
ガイドライン の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現場のデータを集めて活用する事例があると紹介しやすい。</li> <li>● ユースケースを充実させるとわかりやすくてよい。</li> <li>● ヒアリングで「どのようなデータ項目について」「どのような当事者と」「どのような利用目的で」共有・提供されるのかについて多くの情報を得てほしい。</li> <li>● 漁業者のノウハウ等の知財を保護できるよう整理を行うべきである。その際、この整理が漁業者の不利益にならないようにしてほしい。</li> <li>● 養殖でも、高い技術を横展開していくため、ノウハウの権利化が重要な論点と認識している。</li> <li>● 養殖については、農業の中でも畜産を参考にしながら、養殖の特殊性を組み込んでいくことになる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ データ利活用のユースケースの情報を充実させる。</li> <li>➤ ヒアリング・事例調査において、データ項目、当事者利用目的について情報収集する。</li> <li>➤ 漁業者のノウハウ等に関するもののうち、権利として保護されないものについては契約で保護する方向で整理する。漁業者の不利益にならないよう留意する。</li> <li>➤ 養殖については、農業ガイドライン等を参考にしつつ、養殖の特殊性を組み込む形で整理する。</li> </ul>
ガイドライン のまとめ方	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 漁業者にとって分かりやすいものになるようにしてほしい。</li> <li>● ガイドラインを使ってもらおう観点において、画像や動画は重要である。現地取材の必要性について検討すべきである。</li> <li>● 公表後についても、動画による啓発資料を作る等、改善の取組を続けていくことが重要である。</li> <li>● 小規模漁協・零細漁業者でも活用できるものとしてほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 漁業者にとって分かりやすく、使ってもらえるガイドラインとなるよう、画像・動画を盛り込む等工夫する。</li> <li>➤ 小規模・零細漁業者の観点にも配慮する。</li> </ul>

# 【参考】第5回有識者協議会で委員等から頂戴した主なご意見【データ利活用】

第5回有識者協議会では、委員等から、水産分野におけるガイドライン策定に向けての実施方針についてご意見をいただいた。

## 水産分野におけるガイドライン策定に向けての実施方針に関するご意見

### （関係者ヒアリング）

- ・ 丁寧に生産現場の声を聴いてほしい。

### （ガイドラインの内容）

- ・ データの使われ方、現場の方々への還元についてのイメージを持ってもらう点が重要である。**現場のデータを集めて活用する事例**があると紹介しやすい。
- ・ ガイドラインを見ていただく上で、図表も大事だが、**ユースケースを充実**させるとわかりやすくよい。
- ・ ヒアリングでは「**どのようなデータ項目について**」「**どのような当事者と**」「**どのような利用目的で**」**共有・提供されるのか**について多くの情報を得てほしい。
- ・ 個人情報に当たる場合、プライバシーポリシーに関わるため、ヒアリングで情報が得られれば、モデル契約書及びガイドライン本文の作成にとって有益である。
- ・ **漁業者のノウハウ等の知財を、保護できるよう整理を行うべき**である。その際、この整理が**漁業者の不利益にならない**ようにしてほしい。
- ・ 自身の操業の結果がどのようにデータになり、どのように扱われているのかについて気にし始めた漁業者も増えてきている。
- ・ 現場でも、漁業者のノウハウの流失に対する懸念、ノウハウの権利化については言及されている。
- ・ 養殖でも、漁業者の知識を集めると生産量が安定してくることから、高い技術を横展開していくため、ノウハウの権利化が重要な論点と認識している。
- ・ 養殖については、農業の中でも畜産（酪農、養鶏など）を参考にしながら、養殖の特殊性を組み込んでいくことになる。

### （ガイドラインのまとめ方）

- ・ ガイドラインは**漁業者にとって分かりやすいもの**になるようにしてほしい。
- ・ ガイドラインを使ってもらう観点において、**画像や動画は重要**である。これを踏まえ、現地取材の必要性について検討すべきである。
- ・ 今年度はガイドラインの公表がゴールになるが、公表後についても、動画による啓発資料を作る等、改善の取組を続けていくことが重要である。
- ・ スcopeとして、**小規模の事業者も対象とし、職員が数人のような小規模漁協でも活用できるもの**としてほしい。
- ・ **零細漁業者への配慮の観点**は、水産業の成長産業化の上でも重要である。

# 第5回有識者協議会における委員の主な発言と対応方向【データ標準化】

	第5回協議会での委員の主なご発言	左記を踏まえた対応方向（案）
利用目的を踏まえた対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 既存コードは目的が異なるため、「何にでも使える」標準化は難しい。ニーズの高いところを中心に整理してほしい。</li> <li>● 拡張性に配慮しつつまずは資源評価目的から整理したい。</li> <li>● 利用目的別の説明資料が2、3種類あると、それぞれの立場の方にとって使いやすくなる。</li> <li>● ステークホルダーの視点によってイメージが変わるため、理解が促進される資料をまとめたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 既存コードの目的の違いに留意しつつ、まずは優先度の観点から、資源評価目的を中心に、標準化の整理を進めていく。</li> <li>➤ 資料化において、利用目的に応じた整理を行うことで、関係者の理解が促進されるよう考慮する。</li> </ul>
現場の負担への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>● データの発生起点である水産現場は重要である。現場の過度な負担にならないコードとなるようお願いしたい。</li> <li>● 同じデータを何度も出すのではなく、使えるところは使うような一元的なシステムを構築してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 標準化コードは、データの変換等により、現場の少ない負担で効率的にデータを集約・利活用できるようにする方向で検討する。</li> </ul>
データのスピード感／関連事業との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 川上から川下への情報提供の流れでは、スピード感が異なる。TACからIQ化の観点ではデータのスピード化が重要。</li> <li>● 水産庁のデジタル化推進事業でも、即時性を重視した取組を進めている。同事業で作成する変換テーブルの扱いやその提供についても、本協議会と連携して進めたい。</li> <li>● 国の取組の全体像を把握し理解を進める観点から、次回協議会で、国の取組に関する説明の機会があるとよい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ スマート水産業推進に向けた全体の流れの中で、関係施策と連携して検討を進めていく。</li> <li>➤ 水産庁の取組について、本協議会でも紹介し、共通理解を図る。</li> </ul>

# 【参考】第5回有識者協議会で委員等から頂戴した主なご意見【データ標準化】

第5回有識者協議会では、委員等から、標準化作成に向けた検討方針についてご意見をいただいた。

## 標準化作成に向けた検討方針に関するご意見

### （利用目的を踏まえた対応）

- 既存コードはそれぞれ目的が異なっているため、「何にでも使えるもの」としての標準化は難しいのではないか。**ニーズの高いところを中心に**整理してほしい。
- **優先度として、まずは資源評価目的**から整理し、拡張性にも配慮した上で次年度以降に繋げていきたい。
- **利用目的別の説明資料**が2、3種類あると、それぞれの立場の方にとって使いやすくなる。無理のない範囲でお願いしたい。
- ステークホルダーの視点によってイメージが変わってくる。理解が促進される資料を準備するよう、課題意識を持ってまとめていきたい。
- **データを出した後の取扱いや提供者へのフィードバック**についても追記されると、関係者への説明がしやすくなり取組が加速するのではないか。
- データの流通には双方向性があり、**提供者にも利益**がある旨がイメージできる資料になると有益である。

### （現場の負担への配慮）

- データの発生起点である水産現場は重要である。**現場の過度な負担にならないコード**となるようお願いしたい。
- 漁獲証明・漁獲番号の仕組みの検討も、データの発祥は生産者になる。同じデータを何度も出すのではなく、使えるところは使うような一元的なシステムを構築し、現場に過度な負担が生じないようにしてほしい。

### （データのスピード感／関連事業との連携）

- 川上から川下への情報提供の流れの中では、スピード感が異なっている。例えば、産地市場から仲買人へは、加工業者に現物が渡る早い段階でデータを送る必要があるが、漁獲報告は、夕方までに送付できればよい。TACからIQ化に繋げていくためには、データのスピード化が重要になる。
- **水産庁の漁獲情報デジタル化推進委託事業（デジタル化推進事業）でも、即時性を重視した取組**を進めている。利用促進の観点も留意して進めたい。
- デジタル化推進事業では、産地市場・漁協の漁獲報告に関するデータを、都道府県コードを経て全国コードに変換することで、一元的に収集する仕組みの検討を進めている。**事業で作成する変換テーブルの扱いや、その提供**についても考えていく必要がある。**本協議会と連携**して進めていきたい。
- 国の取組が並行して走る中で、全体像を把握し理解を進める観点から、次回協議会で、国の取組に関する説明の機会があるとよい。

# 今年度のガイドライン策定に向けての作業方針（ガイドライン骨子案）

ガイドライン骨子構成		
第1. 総論	第3. 水産分野におけるデータ利用関係の特徴	第4. 水産分野におけるデータ保護に必要な利用ルールのポイント
1 水産分野でのデータ利活用の意義	1 一般的なデータ利用関係とその対応	1 モデル契約書の提示方針
2 水産分野での利活用促進のための利用ルールの必要性	2 水産分野で取り扱われるデータとその利用場面	(1) モデル契約書のポイント
3 本ガイドラインにおける対象	(1) 水産分野で取り扱われるデータの内容	(2) タームシート（契約書の概要を示したもの）の添付
第2. 水産分野のデータ提供関係における基本的事項	(2) 水産分野でのデータの利用場面	2 個人情報関係
1 水産分野におけるデータ利用関係に基づく取決めの目的	3 水産分野におけるデータの特徴	3 データ提供関係
2 水産分野のデータ提供関係における当事者関係の整理	(1) 漁業に係るノウハウの多くが法律上権利化されていない	第5. データ提供に必要な雛形等
3 水産分野における当事者と提供データの流れの整理	(2) 漁業者の多くが個人であるため、活用されるデータの内容や状況によっては、個人情報となる場合がある	第6. ユースケースの掲載
4 各場面におけるデータ提供関係の特徴と留意点	(3) 漁業協同組合を経由してデータ提供がなされるケースが多い	
(1) 漁協・産地市場へのデータ提供・創出	(4) 漁業者・漁協にクローズドな利用関係が多い	
(2) 委託のための提供	(5) 漁業政策上用いられるデータの要請が大きい	
(3) 提供先での独自利用のための提供	4 水産分野におけるデータ利用関係のルールの方針	
(4) 提供先での独自利用のための提供（再提供）	(1) 水産分野におけるデータの特徴を踏まえた利用ルール	
(5) 漁業者からの独自提供	(2) 他のガイドラインを踏まえた水産分野における利用関係に関するルール	

## ガイドライン案の概要

## 今回の協議会でご説明するガイドラインの範囲と今後の策定方針

### 【今回ご説明するガイドラインの範囲】

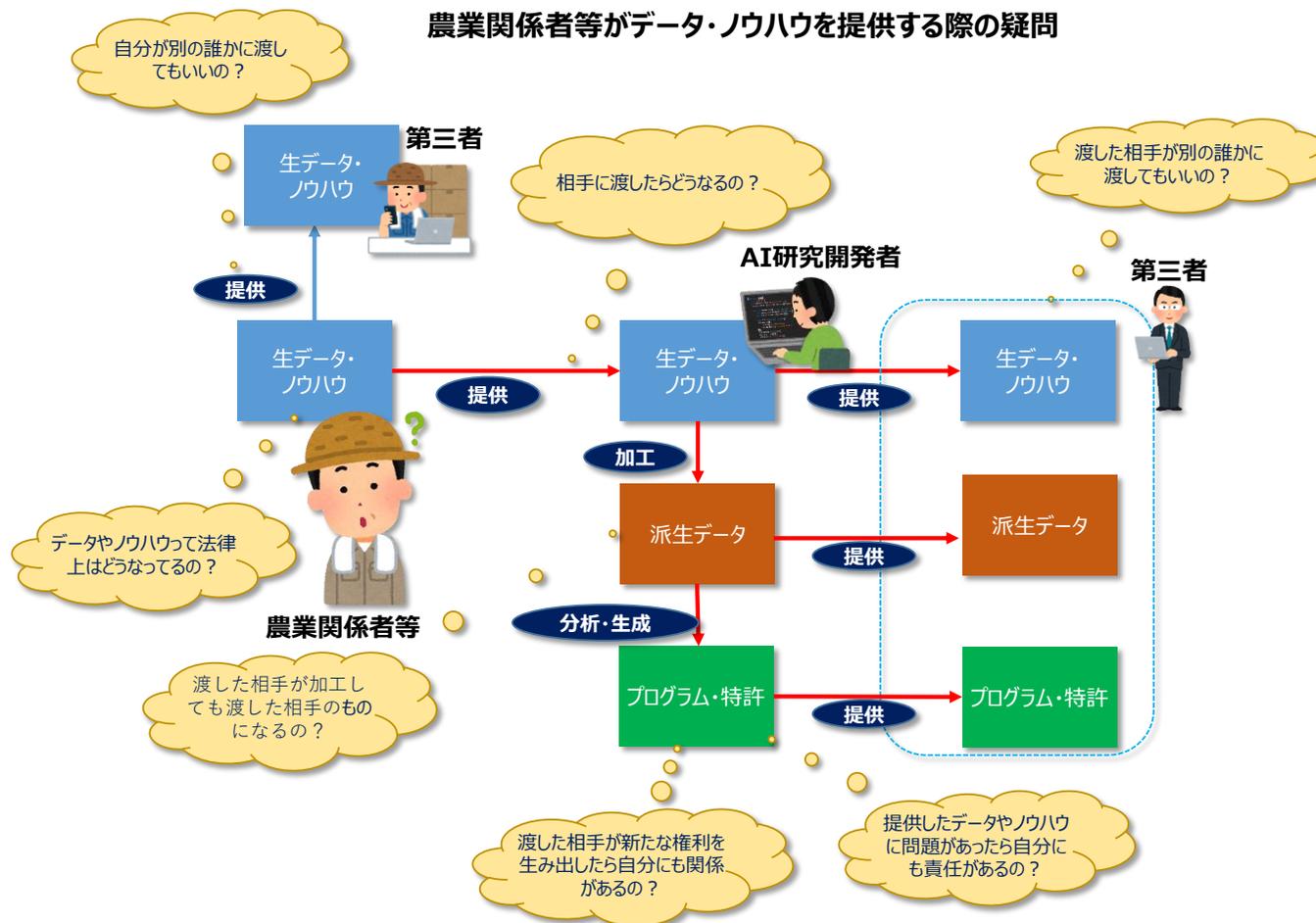
- ◆ 今回の協議会では、
  - 第1. 総論
  - 第2. 水産分野のデータ提供関係における基本的事項をご説明する。
- ◆ 次回協議会（ガイドライン検討）（10月開催予定）では、
  - 第3. 水産分野におけるデータ利用関係の特徴
  - 第4. 水産分野におけるデータ保護に必要な利用ルールのポイント
  - 第5. データ提供に必要な雛形等
  - 第6. ユースケースの掲載をご説明する予定。

### 【今回ご説明するガイドラインの範囲】

- ◆ 今回と次回ご説明するガイドラインの内容は、主にガイドラインの内容部分であり、そのため、文章および表が中心に示しているため、図等はそのあとに入れる予定。
- ◆ 11月開催の協議会においては、コラム、図を入れたバージョンでご確認いただく予定。図のイメージは次ページに示す。

# ガイドラインにおいて挿入する図のイメージ

本ガイドラインでは、下の農業の例にならった図を入れたものを作成する予定。



# 本ガイドラインの目次構成（第1章及び第2章）

ガイドラインは昨年度ご承認いただいた骨子案の目次構成を踏まえて作成している。  
今回お示しする第1章、第2章の内容を以下に示す。

## 第1. 総論

- 1.水産分野でのデータ利活用の意義
  - (1) 水産分野におけるデータ活用の意義
  - (2) 水産分野におけるデータ利活用の例
- 2.水産分野での利活用促進のための利用ルールの必要性
  - (1) データ活用一般的な観点からの取決めの必要性
  - (2) 水産分野におけるデータの取決めの必要性
- 3.本ガイドラインにおける対象
  - (1) ガイドラインが対象とするデータ
  - (2) ガイドラインが対象とするデータの利用場面
  - (3) ガイドラインの想定読者

## 第2.水産分野のデータ提供関係における基本的事項

- 1.水産分野におけるデータ利用関係に基づく取決めの目的
  - (1) 水産分野におけるデータの利用関係の取決めの現況
  - (2) 水産分野において取決めを行う場面
- 2.水産分野のデータ提供関係における当事者関係の整理
  - (1) データ提供関係における当事者
  - (2) 当事者の概要
- 3.水産分野における当事者と提供データの流れの整理
- 4.各場面におけるデータ提供関係の特徴と留意点
  - (1) 漁協・産地市場へのデータ提供・創出
  - (2) 委託のための提供
  - (3) 提供先での独自利用のための提供
  - (4) 提供先での独自利用のための提供（再提供）
  - (5) 漁業者からの独自提供

## 本ガイドラインで対象とするデータ(1/2)

- ◆ 本ガイドラインで対象とするデータのうち、その例を下表及び次ページに示す。
- ◆ ガイドラインで対象とするデータの例として、追加したほうがいいなど、お気づきの点があれば、ご指摘いただきたい。

情報の種類	具体的な内容例	提供上の留意点	
水産物情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・魚介名</li> <li>・重量/サイズ</li> <li>・雌雄</li> </ul>		
生産市場での取引情報	生産者（天然）の取扱	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業者（船名）</li> <li>・漁獲水域（水揚地）</li> <li>・漁獲（水揚）日時</li> <li>・漁獲方法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁獲者の情報は、通常はオープンでの利用用途では提供されない</li> </ul>
	生産者（養殖）の取扱	<ul style="list-style-type: none"> <li>・養殖者</li> <li>・養殖水域（水揚地）</li> <li>・出荷日時</li> <li>・給餌方法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・養殖者の情報は、通常はオープンでの利用用途では提供されない</li> </ul>
	取引事業者における取扱	<ul style="list-style-type: none"> <li>・売主/買主（市場名）</li> <li>・価格</li> <li>・取引量</li> <li>・取引期日</li> <li>・仕入日</li> <li>・出荷日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取引事業者における取扱履歴情報は、通常は当事者間だけの提供に限定される。</li> </ul>
	取引事業者による評価情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・品質等級</li> <li>・その他品質情報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・品質や鮮度の評価に関する情報は、評価日時等がわかる形で提供する必要がある（時間の経過により変化しうるため）</li> </ul>

これ以外に追加するべきものがあれば、ご指摘いただきたい

## 本ガイドラインで取扱うデータ(2/2)

情報の種類		具体的な内容例	提供上の留意点
画像情報	魚介類の画像情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出荷対象の魚介類の写真</li> <li>・魚介類のサンプル写真</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提供する画像が、個別取引の対象である水産物の画像であるのか、サンプルであるのかを明示する必要がある。</li> <li>・ 消費者に対する提供を目的とする場合には、誤解を生じさせないように留意する必要がある（大きさ、色等）。</li> <li>・ 提供する画像が第三者の撮影のものである場合には、著作権上の処理を行う必要がある。</li> <li>・ 提供する画像が、個別取引の対象である水産物の漁獲等の画像であるのか、サンプルであるのかを明示する必要がある。</li> <li>・ 個人が写りこんでいる場合には、写っている個人が特定されないよう処理する、あるいは事前に同意を得る等の対応を行う必要がある。</li> <li>・ 研究などの目的であれば、詳細な単位での情報が重要であるが、公開する場合には提供者の意向を踏まえた内容にする必要がある。</li> <li>・ 操業情報は、漁業者の営業秘密に該当することもあるので、これに応じた取扱いが求められる。</li> <li>・ 漁業者を特定しない形で提供する場合にも、提供者の意向を踏まえた内容とする必要がある。</li> <li>・ 市況情報を提供する場合や、取引情報等を統計化して提供する場合、統計化されたデータから事業者等が特定されないような形で提供することが求められる。</li> </ul>
	水産物の取扱いに関する画像情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁獲風景の写真・動画</li> <li>・生産者の写真</li> </ul>	
漁場関連情報	海況情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緯度・経度等</li> <li>・潮流</li> <li>・水温</li> </ul>	
	漁獲関連情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・魚群情報</li> <li>・漁業日誌（記録）</li> <li>・漁船の移動距離・燃費</li> <li>・水深</li> </ul>	
その他の情報	その他、水産物に関連する情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・統計情報</li> <li>・市況情報</li> </ul>	

これ以外に追加するべきものがあれば、ご指摘いただきたい

# 本ガイドラインで対象とする当事者の概要

- ◆ 本ガイドラインで対象とする当事者（データ利用関係に立つ各当事者）の概要を下表に示す。
- ◆ 当事者に関する説明の記述で、お気づきの点があれば、ご指摘いただきたい。

当事者のカテゴリ		概要
生産者	漁業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漁業を行う者全般。個人法人等いずれも含む</li> <li>・ 海面漁業を行う者、養殖を行う者のいずれも含む</li> <li>・ 漁業権の有無に関わらず、漁業を行う者を含む</li> </ul>
	漁業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水産業協同組合法の第2章に基づいて設立される組合</li> </ul>
	産地市場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのもの」（旧卸売市場法施行令第2条）</li> </ul>
研究機関		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国立試験研究所は、国立研究開発法人 水産研究・教育機構など、農林水産省所管の水産分野を対象とする国立の研究機関を想定</li> <li>・ 公設試験研究機関は公立試験研究機関のほか水産試験場などを想定</li> <li>・ 大学等（水産分野を研究対象とする場合全般）</li> </ul>
行政機関		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 府省（地方支分部局含む）</li> <li>・ 自治体</li> </ul>
民間事業者	サービス・製品提供事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生産者が利用する水産分野のデータを取り扱うためのシステム開発やサービス提供、製品提供を行う事業者</li> <li>・ 漁業・産地市場が委託する決済代行を行う事業者（団体含む）</li> </ul>
	産地市場等利用者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 産地市場における競りや入札に参加する卸業者、買受人、加工業者等</li> <li>・ 共販により生じる入札に参加する事業者</li> </ul>
	生産者と直接取引を行う事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生産者と相対取引を行う事業者</li> <li>・ 共販により取引を行う事業者</li> </ul>
	データベース事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生産者から収集したデータを加工・調整して、第三者に情報として提供するデータベース事業者</li> </ul>

# 本ガイドラインの当事者間において、データの提供者と提供先で交わされている取決めの例

- ◆ 当事者間でデータ提供を行う際に、その前提としてデータの提供者と提供先で行われている取決めの例を下表に示す。
- ◆ 現状行われている取決めの例として、不足や認識に誤りがある等、その他お気づきの点があれば、ご指摘いただきたい。

提供者	提供先		取決め等
漁業者	漁業協同組合 産地市場		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漁業協同組合への業務委託契約・共販契約等</li> <li>・ 漁業者から収集した個人情報に関するポリシー・同意書</li> </ul>
産地市場	研究機関等		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研究参加（協力）同意書</li> <li>・ 共同研究実施計画書</li> </ul>
	民間事業者	産地市場からの委託	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務委託契約</li> <li>・ サービス利用契約書</li> </ul>
		産地市場の利用等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ （広く）卸売市場参加・利用契約</li> <li>・ 条例</li> </ul>
		その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研究参加（協力）同意書</li> <li>・ 共同研究実施計画書</li> <li>・ 業務協力契約</li> </ul>
	行政機関等		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法令・条例</li> <li>・ 提供同意書</li> </ul>
研究機関等 民間事業者 行政機関	第三者		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 産地市場→研究機関等、民間事業者、行政機関等に準じる</li> </ul>
漁業者	研究機関等 民間事業者 行政機関		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 産地市場→研究機関等、民間事業者、行政機関等に準じる</li> </ul>

この部分について、内容が妥当かどうかなど、ご確認  
いただきたい

# 各データの提供場面において取扱われるデータの例

- ◆ データ提供が行われる各提供場面において、データの提供者、データ提供先ごとに、提供される可能性があるデータの例を示す。
- ◆ 提供者→提供先での取扱いデータについて、誤りや追加したほうがいいもの、その他お気づきの点があれば、ご指摘いただきたい。

提供者	提供先	取扱いデータ	提供形態	
漁業者	漁業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>漁獲成績（魚種、漁獲量、地域、日時）</li> <li>操業者情報（操業者氏名ほか）</li> </ul>	提供※	
	産地市場	<ul style="list-style-type: none"> <li>操業関係データ（操業者、船、漁獲地、漁法）</li> <li>水揚げ漁獲データ（魚種、数量等）</li> </ul>	提供 提供／一部創出	
産地市場	研究機関等	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究対象によるが以下例</li> <li>漁獲成績の詳細（GPS情報含む）</li> <li>海況情報（漁船の機器から得られるもの）</li> </ul>	提供	
	民間事業者	産地市場からの委託者	<ul style="list-style-type: none"> <li>【産地市場におけるシステム、サービス提供の場合】</li> <li>水揚げ漁獲データ</li> <li>落札関連事務データ（落札者、落札価格、出荷者、出荷者への総振込金額等）</li> </ul>	提供
		産地市場の利用等	<ul style="list-style-type: none"> <li>統計化データ</li> <li>産地市場利用者（買受人等）ごとの落札情報（落札対象、落札額、落札日、落札総額等）</li> </ul>	創出 創出
		その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>相対契約などがある場合には、取引内容に関するデータ（魚種、数量、単価等）</li> </ul>	創出
漁業協同組合	行政機関等	<ul style="list-style-type: none"> <li>漁獲成績（漁業者、魚種、漁法、漁獲量、地域、日時）</li> </ul>	提供	
研究機関等 民間事業者 行政機関	第三者（研究機関等、民間事業者、行政機関）	<ul style="list-style-type: none"> <li>提供する第三者により異なるが、産地市場・漁業協同組合から研究機関等、民間事業者、行政機関等への提供における取扱いデータに準じる。</li> </ul>	提供／創出	
漁業者	研究機関等 民間事業者 行政機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>提供する第三者により異なるが、産地市場・漁業協同組合から研究機関等、民間事業者、行政機関等への提供における取扱いデータに準じる。</li> </ul>	提供／創出	

この部分で誤りや追加するなどしたほうがいいものがあれば、ご指摘いただきたい

**【参考】ヒアリング結果の整理**

**＜ガイドライン関係＞**

水産分野におけるデータ利活用には、①水産業の成長産業化と、②水産資源の持続的な利用、③水産業以外への貢献（海洋環境保全、安全・安心）の面で意義があるところのご示唆があった。

利活用の意義	詳細	
①水産業の成長産業化	効率化・高度化	<ul style="list-style-type: none"> <li>様々なデータの利活用による水産業の生産性向上</li> <li>水産業に関する研究開発の推進、サービスの社会実装</li> </ul>
	参入支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規参入者（漁業者、ベンダー等）の参入支援</li> </ul>
②水産資源の持続的な利用	資源評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>適切な資源評価・資源管理の実現</li> </ul>
	効率化	<ul style="list-style-type: none"> <li>漁獲報告等の効率化・負荷軽減</li> </ul>
③水産業以外への貢献	海洋環境保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>漁業者が日々計測した海況データの活用による、海洋環境保全の実現</li> </ul>
	安全・安心への貢献	<ul style="list-style-type: none"> <li>（トレーサビリティの実現によるスマートフードチェーンへの貢献）</li> <li>漁船の位置情報把握による漁業者の安全確保、船舶事故への早期対応</li> <li>国防の観点での利活用</li> </ul>

## ルール化によるデータ提供者へのメリット

水産分野におけるデータ利活用のルール化は、データ提供者にとって、特に①漁業の生産性向上による漁業者の経済的利益の増大、②漁業者の安全確保の2点でメリットが大きいと考えられる。

利活用の意義	詳細
①漁業の生産性向上による経済的利益の増大	収益の増加 <ul style="list-style-type: none"><li>環境情報の可視化や観測データの精度向上による、漁業の生産性向上</li><li>出漁予測・漁場予測等の活用による漁の確度・収益の向上</li></ul>
	コストの削減 <ul style="list-style-type: none"><li>報告作業等の短縮・効率化による労働時間の減少（休暇の増加）</li><li>出漁に伴う燃料コストの効率化</li><li>空振り出漁の場合の燃料コスト等の発生回避</li></ul>
②漁業者の安全確保	情報把握 事故対応 <ul style="list-style-type: none"><li>リアルタイムでの位置情報の把握による漁業者の安全確保</li><li>船舶の事故の早期対応等</li></ul>

# データ提供に関する現状、課題、留意点等

## データ利用に関する取り決めについて

データ利用に関する取り決めについて、ヒアリング調査対象事例では、契約・約款で対応しているケースや、契約までは結んでいないものの利用目的を限定する旨双方で合意しているケースなどがあった。

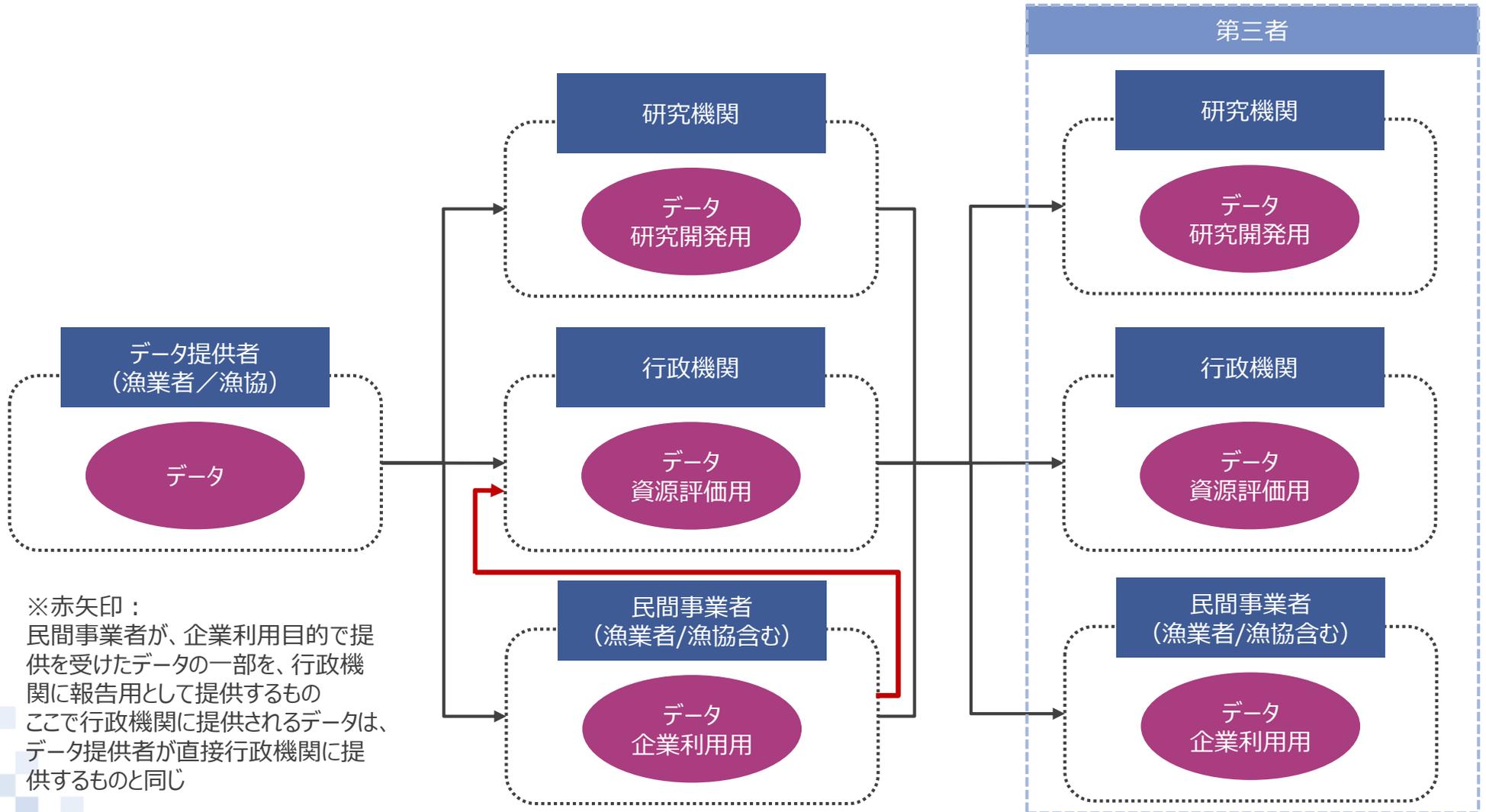
### 取り決めの状況

### 詳細

- 現時点で、データ利用について契約の形での取り決めは行っていないが、「データは基本的には水産の研究、管理の方向にしか使わない」という利用目的の限定により、漁業者の協力を得ている。
- 各漁業者のデータは、各漁業者の漁業予測にのみ利用することを説明し納得いただいている。
- 提供するデータについては、契約・約款で制限を設けている。
- 漁場に関するサービスでは、データは画像データとして漁業者に提供しているため、画像著作権のみが問題となる。
- 漁業協同組合等から受け取るデータの権利関係については、一般的なルールが定まっていないのが現状である。
- 研究目的として、県の水研からデータ提供を受けている。この情報をサービスとして利用することについては、明確な基準ができていない。

# データ提供に関する現状、課題、留意点等 当事者関係の整理について

ヒアリング調査では、データ提供者が行政機関に提供するデータ（資源評価用）を、民間事業者経由で提供する例がみられた。第三者よりも上流のニーズの方が高いのではといった意見もあった。



# データ提供に関する現状、課題、留意点等

## データ提供場面とそれぞれの特徴、留意点等について

データ提供場面とそれぞれの特徴、留意点等として、目的による相違点が多く指摘された。

取り決めの状況	詳細
行政への報告目的でのデータ提供	<ul style="list-style-type: none"><li>行政への報告を目的としたデータ提供はすでに行われている。</li><li>民間事業者のサービスを経由して、漁業者から行政に報告を行う場合もある。</li><li>その際は、報告を受ける側である行政のデータの受け取り方（変換ルール等）への配慮も必要になる。</li></ul>
研究目的でのデータ提供	<ul style="list-style-type: none"><li>研究目的でのデータ提供は、すでに多数行われている。</li><li>データを提供してもらう際には、行政のお墨付きの存在が効果的な場合がある。</li><li>研究成果をもとにサービスへの実装等を行う場合は、当初の目的を超えてくるため、再度合意等が必要となる。</li></ul>
生産性向上目的での民間事業者へのデータ提供	<ul style="list-style-type: none"><li>データ提供によって得られるメリット、提供データの利用目的の限定に関する丁寧な説明により、データ提供者の理解を得て、積極的なデータ提供を受けている事例がある。</li></ul>
流通目的でのデータ提供	<ul style="list-style-type: none"><li>競り落とした漁獲物に関する情報は、データ化される前のテキストの状態、速報として流通関係者に提供され、それをもとに売買の交渉が行われている。</li><li>漁獲物の数量等の確定値については、最終的には必要な情報ではあるが、流通においては速報段階のテキスト情報の方が価値が高い。</li></ul>

# 水産分野で取り扱われるデータの特徴、留意点等

## データの種類

水産分野で取り扱われるデータについて、ヒアリング調査で具体的に挙げられたものは、大きく分けて、海洋環境データ、漁獲関係データ、位置データ、時刻データ、その他漁獲成績報告関係データに関するものであった。

分類	具体のデータ
海洋環境データ	<ul style="list-style-type: none"><li>• 気象観測データ</li><li>• 塩分データ</li><li>• 水温データ</li><li>• 潮流データ</li><li>• 魚群探知機の映像データ</li><li>• 他の海洋生物のデータ（例：イルカが出る場所）</li></ul>
漁獲関係データ	<ul style="list-style-type: none"><li>• 魚種</li><li>• 漁業種類</li><li>• 漁法</li><li>• 漁獲量データ（単位も含む）</li></ul>
位置データ	<ul style="list-style-type: none"><li>• 緯度経度秒のデータ（GPSデータ）</li><li>• 航跡データ</li><li>• 海域番号（大臣許可漁業の漁獲成績報告に記載する漁獲位置）</li></ul>
時刻データ	<ul style="list-style-type: none"><li>• 海況や漁獲等の時刻データ</li></ul>
その他漁獲成績報告関係データ	<ul style="list-style-type: none"><li>• 漁船や漁業者に関するデータ</li></ul>

# 水産分野で取り扱われるデータの特徴、留意点等

## データ提供に対する提供者の認識

データ提供に対するデータ提供者の認識について、ヒアリング調査では、以下のようなプラス面、マイナス面の指摘を得た。

	プラス面	マイナス面
提供者個人・同一漁協・同一船団のための利用の観点	<ul style="list-style-type: none"><li>自らの収益向上に繋がるのであれば（位置情報なども含め）データ提供に積極的</li><li>若手育成等の観点で、漁協単位でのデータの共有には協調的</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>営業秘密に対する懸念</li></ul>
上記以外の者との共用の観点	<ul style="list-style-type: none"><li>海洋環境データは出しやすい</li><li>共通の利害となるデータ（例：イカ釣り漁業者の場合の「イルカが出る場所の情報」）は、データの共用のメリットが大きい</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>営業秘密に対する懸念</li><li>競合相手に対してはデータの共有に協調的でない可能性</li></ul>

# 水産分野で取り扱われるデータの特徴、留意点等 個人情報としての側面に対する提供者の認識

個人情報としての側面に対するデータ提供者の認識について、ヒアリング調査では、以下のようなプラス面、マイナス面の指摘を得た。

	プラス面	マイナス面
個人情報としての側面に対する提供者の認識	<ul style="list-style-type: none"><li>自らの収益向上に繋がるのであれば（位置情報なども含め）データ提供に積極的</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>操業データ（特に漁場に関するデータ）は漁業者にとって収益の情報に繋がるため、提供に抵抗がある</li></ul>

# 水産分野で取り扱われるデータの特徴、留意点等 二次利用・三次利用等について

ヒアリング調査において、二次利用・三次利用に関し以下のようなご意見があった。

ご意見	論点
	<ul style="list-style-type: none"><li>• 利用目的に応じた利用権限の整理・明確化の必要性</li><li>• 利用目的・相手方に応じた対価の整理の必要性（研究目的で研究機関や行政に提供する場合は無償、民間事業者がサービス開発を目的とした取組に用いる場合には有償、等）</li><li>• そもそもの二次利用のニーズの問題<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 場面例の図中、第三者の立ち位置でデータ提供を求めるニーズがどの程度あるか。（そのデータで足りるサービスであれば問題ないが）</li><li>➢ 民間事業者であっても、サービス提供のために原データを必要とする場合もある。その場合は、第三者の位置ではなく、データ提供者から直接データの提供を受ける立場（研究機関等との協業も含む）に参画することを目指すのではないか。</li></ul></li></ul>